

## 仙台市国民保護協議会部会運営要領（案）

### （趣旨）

第 1 条 この要領は，仙台市国民保護協議会条例（平成18年仙台市条例第 7 号）第 6 条及び仙台市国民保護協議会規程（平成18年 5 月 25 日仙台市国民保護協議会決定）第 5 条の規定に基づき，仙台市国民保護協議会部会（以下「部会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### （構成）

第 2 条 部会の委員は，仙台市国民保護協議会委員のうち別表 1 に掲げる職にあるものとする。

### （部会長及び職務代理者）

第 3 条 部会長は，仙台市危機管理局長とする。

2 部会長に事故があるときは，部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

### （調査審議事項）

第 4 条 部会は，次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 避難実施要領のパターンの作成及び修正に関する事項
- (2) その他会長から付議された事項

### （作業部会の設置）

第 5 条 部会は，避難実施要領のパターンの実務的な検討・作業を行うために，作業部会を置くことができる。

- (1) 作業部会は，部会長及び委員の指名する者で構成する。
- (2) 作業部会長は，部会長の指名する者とする。

### （庶務）

第 6 条 部会の庶務は，危機管理局危機管理部危機対策課において処理する。

### （その他）

第 7 条 この要領に定めるもののほか，部会の運営に関して必要な事項は部会長が定める。

### 附 則

この要領は，令和 3 年 9 月 日から実施する。

別表 1

仙台市国民保護協議会部会委員

【所属・役職】	【備考】
宮城海上保安部 宮城海上保安部長	
陸上自衛隊 第 22 即応機動連隊長	
宮城県復興・危機管理部 危機管理監	
宮城県警察本部 宮城県警察仙台市警察部長	
仙台市危機管理局 局長	部会長
仙台市消防局 局長	
日本赤十字社宮城県支部 事務局長	